

# 規制改革推進会議に提出された 事業者提案に対する見解

平成 30 年 4 月 24 日  
全国ハイヤー・タクシー連合会

## 三ヶ森タクシーの提案に対する全国ハイヤー・タクシー連合会の見解

タクシー事業は、道路運送法が求める、輸送の安全、利用者の利益の保護を区域内で実施する能力があるとして、特別に営業許可を得て事業を行っているものである。

我々タクシー事業者は、地域における公共交通機関として、利用者の皆様に対し、安全・安心なサービスを提供するために、道路運送法、道路交通法及び労働基準法等国の様々な法令を遵守し、必要なコストをかけて、日々サービスの提供に努めている。こうしたタクシー事業者及び運転者等の努力により、日本のタクシーは世界一安全で快適なサービスを提供するとの評価を得ているところである。

- 三ヶ森タクシーの提案は、新しい別モードのタクシー事業と銘打っているが、タクシー事業者による白タク行為の提案にほかならず、タクシー事業者及び運転者が誇りを持って、日々必死に努力していることを無にするものであり、国民の安全を脅かすとともに、地方創生の担い手である地域公共交通の存続を危うくする「ライドシェア」と称する白タク行為を断固阻止を掲げる全タク連としては絶対に容認することはできない。

三ヶ森タクシーの提案する請負や委任という形態は、運行管理、労務時間管理が適切に管理できないことから、輸送の安全を損なう事となるとともに、その狙いは、賃金引き下げや社会保険支払い逃れ等人件費カットにあるものと考えられ、現在、官民一体となって取り組んでいる働き方改革の流れに逆行し、労働者保護にも反する。

- 現在、国を挙げて取り組んでいる働き方改革に関し、全国ハイヤー・タクシー連合会は、平成30年3月に「タクシー事業者における働き方改革の実現に向けたアクションプラン」を策定し、タクシー事業者の労働生産性の向上、人材の育成・確保、長時間労働の縮減等に向けて全力で取り組んでいる。自動車運送事業者における働き方改革の推進の一環として、平成30年3月に「自動車運送事業者に対する行政処分等の基準」の改正が行われ、乗務時間等告示の遵守違反、健康診断未受診、社会保険等未加入に係る過労防止関連違反等に係る行政処分の処分量定の引き上げが行われたところである。過労防止対策等をしっかりと実施して利用者の安全・安心を確保しているタクシー事業者が、その責務を放棄することは許されることではない。
- また、タクシー事業者が自家用有償運送の主体となるということは、タクシー事業者に求められる輸送の安全、利用者の保護に要するコストをカットして行うことを認めるもので、安全な輸送を確保するというタクシー事業者としての責務を放棄することとなる。  
仮に、タクシー事業者が自家用有償運送の主体となることが認められれば、海外のライドシェア関連の巨大資本が地方のタクシー事業者を買収し、保有台数のほとんどが自家用車に、運転者のほとんどが一般ドライバーになり、ひいては運行管理もおろそかになるなど、これを足掛かりにしてライドシェア解禁に向けた動きが加速することは明らかである。
- 旅客を輸送する自動車の運転には、一般自動車の運転とは異なり、旅客を安全に輸送するための高度な技術が求められている。第二種運転免許は、必要となる高度な運転技術を有することを証明するものであり、三ヶ森タクシーの提案にある「無意味なハードル」では全くない。  
これまでも、全国ハイヤー・タクシー連合会では、警察庁に対して、タクシーと類似した形態の業務を行う自動車運転代行業について、「自動車運転代行業は、旅客を輸送するものであるから、第二種運転免許を義務付けるべきである」と主張続け、平成13年に道路交通法が改正され、自動車運転代行業についても顧客の車の運転者に第二種運転免許が義務づけられたところである。

- また、タクシー事業は、労働集約産業であり、必要な技能を有する運転者の理解と旺盛な労働意欲を引き出すことなくして事業の発展はあり得ない。タクシー運転者に第二種運転免許を不要とすることは、安全な旅客の輸送を十分に担保できないことはもちろん、高度な運転技術を有することに対するタクシー運転者の誇りや社会的地位を貶めるものであり、労働意欲の低下につながる。
- タクシー業界では、第二種運転免許の取得に要する経験年数、取得年齢の引き下げを警察庁に要望しているところであるが、これはあくまでも適切かつ十分な安全対策を講じることを前提としている。

## 三和交通の提案に対する全国ハイヤー・タクシー連合会の見解

- 三和交通からの提案は、まさに貨物自動車運送事業法に基づき、輸送の安全を確保しつつ行うべき貨物自動車運送事業そのものとする。
- 大手タクシー事業者の中には、タクシー営業所の車庫の空きスペースの活用とタクシー業務閑散時のドライバーを活用し、貨物運送事業の許可を得たうえで、別に用意した貨物自動車を使った貨物運送事業の実施を検討している事業者もいる。
- 旅客と貨物の境界線を曖昧にしてしまうことは、利用者、貨物事業者、旅客事業者全てにとって利とするところはない。